

札幌市 農業委員会だより

第16号

平成30年1月

特集

平成29年6月に新設・活動スタート！

農地利用最適化推進委員

農地利用最適化推進委員とは

「農業委員会等に関する法律」の改正に伴い、新設した農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という）は、農業委員等と連携しながら、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規就農・新規参入の促進といった「農地利用の最適化」に取り組む委員です。

推進委員は、総会において審議し、農業委員会としての意思決定を行う農業委員と異なり、主に現場での活動を行っていくこととしており、担当地区がそれぞれ決まっています。

（各推進委員の担当地区）

第1地区 （北区）	大萱生 勝（おおがゆ まさる）
	菅 栄（かん さかえ）
	近藤 克宜（こんどう かつよし）
	澤田 喜幸（さわだ よしゆき）
	武田 泰典（たけだ やすのり）
第2地区 （東区）	北嶋 茂（きたじま しげる）
	塚本 光顯（つかもと みつあき）
	鶴見 幸則（つるみ ゆきのり）

第3地区 （白石・厚別・ 豊平・清田）	大西 智樹（おおにし ともき）
	西山 邦宏（にしやま くにひろ）
	松下 秀彰（まつした ひであき）
第4地区 （南区）	東 正信（あずま まさのぶ）
	稲野邊 努（いな のべつとむ）
	上山 雅彦（うえやま まさひこ）
第5地区 （中央・西・手稲）	菅原 繁（すがわら しげる）
	岡島 日登美（おかじま ひとみ）
	木内 勝敏（きうち かつとし）

推進委員の想い

「農業に関する経験や、土地勘を活かしたい」「自身の人脈を活かし、研修先や農地の利用調整等に関し、就農希望者の手助けをしたい」「農地探しに苦労した自身の経験を、新規就農希望者からの相談対応に活かしたい」「周辺の農地が荒れていることを憂いている」「農業者の高齢化や相続問題を心配している」等、各推進委員の応募動機は様々でしたが、「地域のために何か力になりたい」という点では、同じ想いを持って、活動を行っています。



平成29年6月26日 推進委員への業務説明会

推進委員の活動

推進委員は、農業委員とも連携しながら、主に以下のような活動を行ってきました。

◆ 農地の利用状況調査

7月上旬から9月下旬にかけて、推進委員17人と農業委員10人が、各地区の農地が適正な状態にあるかを確認するため、現地調査を実施しました。

本調査は、本来、現場での活動を主とする推進委員が中心となって行うものですが、今年度は、経験豊富な農業委員が、活動を開始したばかりの推進委員に対して、自分たちの知識・経験を伝授していく形での実施となり、双方の連携を深める機会ともなったところです。

調査では、多くの農地は、適正に耕作または保全管理がなされていることを確認しましたが、一方で、遊休農地も見受けられました。

今回の調査が初参加となった農地利用最適化推進委員からは、「札幌市でも多くの遊休農地があるということを実感した」「農業者の高齢化が進んでいることを改めて認識した」等、農地の状況に関する強い危機意識の声も聞かれました。



農地の状況について話し合う推進委員等

◆ 新規就農に係る研修生との面談

札幌市農政部は、関係機関・団体との連携の下、次世代を担う農業者となることを志向する就農希望者や新規就農者を支援するため、「新規就農者サポートチーム」を設置しています。

これに関し、新規参入の促進は、農業委員会の必須業務の一つであることから、サポートチームの一員として、推進委員等が参画することとしています。

現在、札幌市内での就農を目指し、5名の研修生が北区・南区・清田区で研修を行っており、この5名への助言等を行うため、平成29年11月、サポートチームによる面談が実施されました。

この面談には、各地区を担当する推進委員7名も参加し、今後、研修生をサポートしていくための情報収集を行うとともに、農業者・新規就農者としてのこれまでの経験を活かした助言等も行いました。



サポートチームによる面談

◆ 市内農業事情調査

札幌市農業委員会では、作況や農業事情の調査のため、市内の農地や農業関連施設等への視察を毎年行っており、今年度は8月24日に、農業委員、推進委員、事務局職員併せて32名が参加し、東区丘珠町の株式会社Jファーム、JAさっぽろ玉葱選果センター、北区篠路町拓北の圃場を訪問しました。

株式会社Jファームでは、選果室や温室等を視察しました。温室では、オランダ型の高度栽培制御システムを取り入れ、温度や湿度、日射量等を管理することによって、糖度の高いミニトマトを栽培することができ、札幌工場で栽培しているミニトマト2品種は、イオン、トドックや大丸等のデパートに出荷しているとのことでした。

その後、東区丘珠町のJAさっぽろ玉葱選果センターを視察しました。選果センターは、玉葱を出荷している委員には馴染みのある場所でしたが、初めて見学をする委員にとっては選別作業を間近で見ることができる貴重な経験となりました。



Jファームでの視察

最後に、北区篠路町拓北にある藤井 徹氏の圃場を視察しました。藤井氏からは、農薬・化学肥料の使用を必要最低限に抑えた環境型農業を実践しており、また、研修生の受け入れも行うこと等を通じて、札幌の農業振興に積極的に取り組んでいきたいとの話がありました。

推進委員のことをもっと知りたい皆様へ

「地域農業の将来を話し合うワークショップ」 にぜひご参加ください

札幌市農政課では、農業の人・農地問題や経営の課題などについて、農業者や関係機関が集い、みんなで一緒に考えるワークショップを昨年に続き開催いたします。

今年は、「農作業や農畜産物の安全を高める」をテーマに、話し合い等が行われる予定です。

このワークショップは、地域農業の実情等を把握する上でも重要な機会であることから、多くの推進委員も参加を予定しています。「推進委員の顔がわからない」「人となりを知りたい」等、推進委員に興味・関心をお持ちの方も、ぜひご参加下さい。

● 開催日時・場所等

	日 時	場 所	住所・電話番号
平成30年	1月19日(金) 14時～16時	JAさっぽろ手稲支店 大会議室	JAさっぽろ西経済センター 手)前田1条10丁目3-20 Tel. 011-682-7161
	1月24日(水) 14時～16時	JAさっぽろ篠路支店 大会議室	JAさっぽろ北経済センター 北)篠路3条10丁目1-1 Tel. 011-771-2113
	1月31日(水) 14時～16時	JAさっぽろ丘珠支店 大会議室	JAさっぽろ北札幌経済センター 東)北37条東30丁目499-180 Tel. 011-781-7393
	2月2日(金) 14時～16時	JAさっぽろ清田支店 大会議室	JAさっぽろ東経済センター 清)真栄1条1丁目1-17 Tel. 011-883-2570
	2月14日(水) 14時～16時	JAさっぽろ南支店 大会議室	JAさっぽろ南経済センター 南)石山2条9丁目7-88 Tel. 011-591-4141

- 申し込み期間
各開催日の7日前まで

- 申し込み方法
下の申し込み先に電話

申し込み・問い合わせ先 札幌市農政部農政課企画担当係 TEL.011-211-2406

農地賃借料情報（平成29年）

平成29年1～12月に締結(公告)された賃貸借における賃借料水準は、以下のとおりです。

農地区分		平均額 (円/10a)	最高額 (円/10a)	最低額 (円/10a)	データ 数	適用地域
田		実績なし (10,000)	実績なし (10,000)	実績なし (10,000)	実績 なし (4)	市内全域
畑	東 部	7,100 (8,800)	11,500 (16,500)	3,000 (3,000)	62 (162)	北区／篠路町太平、篠路町上篠路、 篠路町篠路 東区／栄町、丘珠町、東苗穂町、東雁来町 白石区／東米里 豊平区／市街化調整区域の全域 清田区／市街化調整区域の全域 中央区／市街化調整区域の全域 南区／市街化調整区域の全域 西区／市街化調整区域の全域 手稲区／手稲前田を除く市街化調整区域の全域
	西 部	12,600 (11,800)	18,542 (18,542)	9,900 (9,593)	37 (97)	北区／新川、新琴似町、屯田町、東茨戸、 西茨戸、篠路町拓北、篠路町福移 東区／中沼町 白石区／東米里を除く市街化調整区域の全域 厚別区／市街化調整区域の全域 手稲区／手稲前田
	平野部	9,500 (6,700)	10,000 (10,000)	8,100 (3,000)	17 (58)	北区／新川、新琴似町、屯田町、東茨戸、 西茨戸、篠路町拓北、篠路町福移 東区／中沼町 白石区／東米里を除く市街化調整区域の全域 厚別区／市街化調整区域の全域 手稲区／手稲前田
	牧草・ 飼料畑	3,300 (3,300)	5,000 (5,000)	2,000 (1,500)	177 (318)	市内全域

※ ()内の金額等は3か年の値です。 ※ 金額はすべて年額です。

農地を転用する場合は手続きが必要です！

農地に住宅や倉庫を建築したり、駐車場や資材置場として利用したりするなど、農地を農地以外の目的で利用する場合(＝農地を転用する場合)には、許可申請や届出の手続きが必要です。自己所有の農地に、自宅や、農業用倉庫などの農業用施設を建築する場合であっても、農地法の転用許可が必要となる場合があります。

適法な手続きを経ず無断で農地を転用した場合や、許可を受けても許可条件に違反した場合などは農地法違反となり、違反したままでは、新たに農地を取得して規模を拡大しようとする場合など、今後の土地利用の際に様々な支障が生じます。また、個人の場合は3年以下の懲役又は300万円以下の罰金、法人の場合は1億円以下の罰金の刑事罰が科せられる場合もあります。

転用が認められない農地や用途がありますので、農地を農地以外の目的で利用したいとお考えの場合は、事前にご相談ください。

農地改良をする時は、お早めにご相談ください。

農地を改良する目的で切土・盛土等を行う場合は、農業委員会への届出をお願いしています。大切な農地に手を加えることになりますので、農地改良の内容等についてご不明な点がある場合は、お早めにご相談ください。

編集・発行 札幌市農業委員会事務局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所15階

TEL 011-211-3636 FAX 011-218-5132

ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/keizai/nogyo/noui/>

E-mail nogyo@city.sapporo.jp



SAPPORO